

令和元年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金)

開 会 午前9時30分から午前10時50分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

3番	龍 靖男	10番	吉川 康則
4番	江崎 重俊	11番	梅崎 正道
5番	中村 博満	12番	志牟田 文彦
6番	貞苅 謙二	13番	津村 浩二
7番	植木 幸治	14番	宮原 晶彦
8番	古賀 林允	15番	田中 博文
9番	辻 正光		

4. 欠 席委員(1人)

1番 柿添 博文

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第34号 農地法第3条許可申請について

議案第35号 農地法第5条許可申請について

議案第36号 大川市農用地利用集積計画について

報告第18号 農地法18条第6項通知について

報告第19号 使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和元年第

1 1 回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員 14 名中、13 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第 4 条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和元年第 1 1 回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第 30 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

1 番～3 番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1 番～3 番については、下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。また、ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 1 番の譲渡人である手島さんは私の遠縁にあたりますが、この農地は 4 年前に事務局に相談していたと聞いております。今後は、農業委員に相談するなどして早めの対応をお願いします。

事務局 今後、農業委員への連絡など早めに対応していきます。

議長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

次に、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。

次に、3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

吉川委員

3番の武下壽さんですが、先般、中間管理事業が解約されていますが、受け手である法人の代表者が知らないうちに解約されているということでした。どうしてこのようになったのか説明をお願いします。

事務局

壽さんが高齢のため、子供さんが解約の手続きをに来庁され、手続きの書類をお渡しし、受け手の法人については営農センターに印鑑がありますので、そこで押印し提出したということです。その際、法人代表への連絡が不十分であったということです。

吉川委員

今後、事務局は地権者から解約の申し出があった場合は、受け手に必ず連絡確認し解約手続きを行うようお願いします。

事務局

今後、そういたします。

吉川委員

佐賀市では、貸主と借主が一緒に行って利用権設定の手続きを行っています。本市でもできないでしょうか。

会 長

新規の利用権設定については、必ずということではないですが、貸主と借主一緒に農業委員会へ来てもらったらどうですか。

事務局

新規の利用権設定等については、原則そうするようにします。

梅崎委員 農地の契約等については、農業委員が中に入ることが大事だと思います。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第34号 農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第35号 農地法5条の許可申請についてを議題といたします。
1番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1番の申請目的は、一般住宅であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される住宅等として転用するもので例外的に許可基準を満たすものになります。工事は令和元年12月着工であり、資金は銀行の住宅ローン等で確認しています。
以上のことから、1番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

中村委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

宮原委員 集落接続とは、1軒でも良いのですか。

事務局 県の運用上ではありますが、数軒となっています。明確な基準はありません。

議 長 他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案 第35号 農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。次に、議案第36号 大川市農用地利用集積計画についての議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付すことに決しました。

以上で、議案第36号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に報告第18号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第18号を終わります。
次に報告第19号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第19号を終わります。

議長 次に、署名委員を氏名いたします。
6番 貞苅 謙二 委員
7番 植木 幸治 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第11回大川市農業委員会総会を閉会致します。